放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の判断に係る承認願（１／２）

　年　　月　　日

放射線管理部長　　　　殿

放射性廃棄物処理部長　殿

　申請者

京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定第96条の2に基づき、管理区域内に設置されている資材等を「放射性廃棄物でない廃棄物」（以下、「NR」と言う。）として管理するための実施計画を承認願います。

1.　NRの対象資材等\*1

2.　NR判定されるまでの混在防止措置

3.　対象廃棄物の区分

　　□(1)汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等

　　□(2)汚染のおそれのある管理区域において設置された資材等のうち適切な汚染防止対策がとられていたもの

　　□(3)汚染のある資材等

4.　3.の(1)及び(2)にあっては、具体的な汚染防止対策や使用履歴、設置状況を記載するとともに、それらが確認できる記録等\*2を添付すること。

3.(3)にあっては、設置状況、使用履歴、汚染状況を記載し、それを踏まえた汚染部位の特定に係る放射線測定方法及び分離方法について記載すること。また、3.の(2)及び(3)でNRと判断した資材等については、念のための放射線測定を行うとともに、NRとなった場合の措置（保管、廃棄、有効利用）を記載すること。なお、保管する場合の混在防止措置の実施方法についても記載すること。

年　　月　　日

申請者　　　　　　　　殿

NRの判断に係る実施計画を承認します。

　 放射線管理部長 印 放射性廃棄物処理部長 印

確認者　　　　　原子炉主任技術者　印　　　　　放射線取扱主任者　印

放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の判断に係る承認願（２／２）

年　　月　　日

放射線管理部長　　　　殿

放射性廃棄物処理部長　殿

　申請者

　　　年　　　月　　　日付けで承認された実施計画に基づき、NRの判断に係る作業を実施したので報告します。（報告書を添付）

年　　月　　日

申請者　　殿

　　　年　　　月　　　日付けで提出された報告書及び記録等により申請された資材等をNRとすることを承認する。また、NRとなった資材等に対して行われた念のための放射線測定や保管の場合の混在防止措置等が適切に行われていることを確認した。

　 放射線管理部長　印

　 放射性廃棄物処理部長　印

確認者　　　　　原子炉主任技術者　印　　　　　放射線取扱主任者　印

1\*：資材等とは管理区域内において設置された金属、コンクリート類、廃油、プラスチック等を言い、申請の対象とする資材の詳細や設置場所等を記載すること。

2\*：記録等の詳細は原子炉施設保安指示書5.8を参考とすること。